

環境水道防災委員会記録(No.19)

1 日 時 令和8年1月28日(水)
午前10時16分 開会
午後 0時23分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	日 野 雄 二	副 委 員 長	荒 川 徹
委 員	戸 町 武 弘	委 員	田 中 元
委 員	たかの 久仁子	委 員	木 畑 広 宣
委 員	泉 日出夫	委 員	奥 村 直 樹
委 員	村 上 さとこ		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

危機管理監	柏 井 宏 之	危機管理室長	辰 本 道 彦
災害対策担当課長	渡 邊 智 之	防災企画担当課長	大 山 一 成
環境局長	木 下 孝 則	総務政策部長	岩 佐 健 史
環境学習課長	武 富 里 枝	グリーン成長推進部長	園 順 一
グリーン成長推進課長	諸 熊 武 史	再生可能エネルギー導入推進課長	玉 井 健 司
環境国際部長	有 馬 孝 徳	環境国際戦略課長	田 中 真百合
循環社会推進部長	敷 田 寛	業務課長	山 倉 史 子
			外 関係職員

6 事務局職員

委員係長	伊 藤 大 志	書 記	山 下 絵美理
------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第75号 「地球沸騰」による破局を避けるべく、実際に温室効果ガスの削減を実現できる、画段階的な対策を構想し講じることを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第77号 公共浄化槽等整備推進事業の実施を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
3	大規模自然災害や火災に備えた防災・減災対策について	危機管理室から別添資料のとおり説明を受けた。
4	行政視察について	各委員から行政視察先の提案を受け、視察先の優先順位を決定することとした。

8 会議の経過

(陳情第75号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第77号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（日野雄二君）開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第75号、地球沸騰による破局を避けるべく、実際に温室効果ガスの削減を実現できる、画段階的な対策を構想し講じることを求める陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 今回の陳情に際しまして、北九州市環境審議会の改定の諮問をしております北九州市地球温暖化対策実行計画の審議状況等について、改めて説明させていただきます。

配付資料、「地球沸騰」による破局を避けるべく、実際に温室効果ガスの削減を実現できる、画段階的な対策を構想し講じることを求める陳情についての1ページ目を御覧ください。1、北九州市地球温暖化対策実行計画の改定に係る審議状況です。(1)改定の方向性ですが、現行計画の考え方、環境と経済の好循環を踏襲しつつ、国内外の動向やサステナビリティ、持続可能性の視点を踏まえまして、2050年ネットゼロの実現に向けた環境先進都市としてふさわしい計画とするという方向性を確認いたしました。

次に、(2)計画期間は2026年度から2040年度の15年間といたします。

次に、(3)基本的な考え方です。①として、考え方の基盤は、上位計画である環境基本計画の基本理念を3つの柱といたしまして、②環境と経済の好循環の実現のため、経済成長と温室効果ガス排出削減の同時達成を目指し、③といたしまして、北九州市だけではなく、世界の脱炭素にも貢献することとしております。

次に、(4)温室効果ガスの削減目標です。目指す姿である2050年の温室効果ガス排出実質ゼロはそのままに、2035年度、2040年度の削減目標を設定したいと考えております。具体的な削減目標と効果を積み上げ、基準年の2013年度比で、市域内で国と同等以上の2035年度は61%以上、2040年度は74%以上の削減を目標としたいと考えておるところです。

また、アジア地域の削減を新たに目標に置きました。これまでも環境基本計画で、政策目標の達成度をはかる主な指標などで掲げておりましたが、北九州市の脱炭素化への貢献といたしまして、アジア地域での削減量を足し合わせた、2035年度に68%以上、2040年度に84%以上の削減を目標として設定したいと考えております。

2 ページ目をお願いいたします。次に、(5)緩和策に係る主な取組内容です。温室効果ガスの排出の抑制を行うための施策になります。家庭部門では、省エネ、再エネの取扱方法、効果や補助制度の情報発信、環境活動促進のための啓発、交流など、業務部門では、環境配慮型建築物の整備促進、再エネ100%電力化に向けた自家消費型の太陽光発電、蓄電池の導入支援など、運輸部門におきましては、次世代自動車の導入補助、公共交通の利用促進など、産業部門では、風力発電関連産業の総合拠点化の推進、水素拠点化やGXの推進など、このほか分野横断の施策といたしまして、再生可能エネルギーの最大導入、サーキュラーエコノミーへの移行などに取り組みます。

次に、(6)適応策に係る主な取組内容です。現在発生しており、または将来予測される気候変動の影響による被害を回避、軽減するための施策になります。局地化、集中化する豪雨に対する浸水対策や熱中症予防に向けた啓発、注意喚起など、表に示す計7分野におきまして、各種適応策に取り組みます。

最後に、2、今後のスケジュールの予定です。次回環境審議会におきましてパブリックコメント案を御審議いただきまして、来年度中にパブリックコメントの実施及び計画の改定を行いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（日野雄二君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。村上委員。

○委員（村上さとこ君） 幾つか質問いたします。

まず、5点質問します。お願いいたします。

陳情では、本市の温暖化対策が国内トップレベルであっても、国際的には自己満足にすぎな

いと指摘をされております。環境局として、北九州市の温室効果ガス削減の国際的な位置づけをどのように認識しているか、お聞かせください。

2点目に、日本新三大夜景や各所でのライトアップ、イルミネーションについて、観光振興との関係はもう十分理解しております。これらとは別途に、電気使用量や温室効果ガス排出量を把握、検証したことはあるかどうか、お聞かせください。

3点目に、EV導入や再生可能エネルギー推進などの施策により、市全体として、いつまでにどれだけ温室効果ガス排出量が削減されるのか、市民が実感できる形で示されているかどうかということが問題だと思えますが、これは示されていると現時点でお考えかどうか、お聞かせください。

4点目、陳情では不便さや快適でないことを引き受けなければ、状況は改善しないと指摘されています。環境局としては、市民に行動変容や一定の負担を求める施策をどこまで検討しているのか、お聞かせください。

最後に、車社会を前提とした都市構造について伺います。

温暖化対策の観点から、交通政策や都市政策と連動した検討はどのように、どこまで進んでいるのか、お聞かせください。以上です。

○委員長（日野雄二君） 環境国際戦略課長。

○環境国際戦略課長 では初めに、本市の温暖化に対する国際的な位置づけの考えということでお答えいたします。

温室効果ガス削減は、先進国、途上国を問わず、地球全体が取り組むべき課題であり、自国の努力だけで削減が難しい国々に対し、北九州市がその要請に応じて支援していくことは、日本の環境先進都市としての責務であると考え、今後もアジア地域をはじめとした世界への貢献を目指してまいります。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 まず、イルミネーションにつきましては、全体の使用電力量というところは、個別具体には把握しておる状況ではございませんけれども、例えば小倉のイルミネーションにつきましては、現状といたしましては、電球について100%LED化をしておりますとか、電源についても一部再エネを活用しているということは把握しておるような状況でございます。そういった大規模なところについても、必要に応じて調べて確認させていただいているところでございます。

次に、EVだとかエネルギーをどこまで削減していくかということにつきましては、北九州市としては2050年ネットゼロを目指しまして取組を進めているところで、今回計画の中に市域内のほうで様々な取組を進めまして、2035年度で市域内61%以上、74%以上という計画を策定したところでございます。エネルギーの使用につきましては、いつまでに削減するという個別具体の目標は設定しておりませんが、各施策の取組の中で対応、対策のほうを進めて

いくものと考えているところがございます。

次に、不便さ、快適さというところを行動変容の中でどこまで検討しているのかというところにつきましては、現在市民が実感する形でというところで、我々としては例えばホームページでありますとか様々なイベントを通じまして、市民に行動変容を呼びかけていくことを実施しているところがございます。細かなところで言いますと、再配達防止でありますとか、そういったこと、事業者と一体となった取組も進んでいるところがございます。また、こういったところが今後の大きな課題といたしますか、市民の行動変容を変えていくことは非常に難しいこととございますので、新しく来年度から次期の温暖化対策基本計画を実施してまいりますけども、その中では行動変容も大きな柱と考えて対策を実施していきたいと考えているところがございます。

あと、交通政策や都市生活と連動した検討はどこまでやられているかというところにつきましては、もちろんこの点につきましては、北九州市環境首都総合交通戦略に基づきまして、そういったところの検討の中に我々も参加いたしまして、過度なマイカー利用から公共交通への利用転換でありますとか、そういった検討を進めているところがございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 今のお答えで、できることを着実に進めていっているというような全体的なお答えであったと思います。まず、私は質問の第1問目で、北九州市の温室効果ガス削減の国際的な位置づけをどのように認識しているかということをお尋ねいたしました。その答えが貢献できる、そういうことを目指していきたいということでしたが、再度お伺いします。国際的な位置づけでは、どのような位置づけであると認識されているかどうか、明確にお答えください。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 北九州市地球温暖化対策実行計画のほうは、国際的なといいますか、国との関係で申し上げますと、国の地球温暖化対策実行計画というのがございますけれども、こちらの下位計画といたしますか、法定計画ということになってございまして、国のほうではその中でパリ協定に基づく国のNDC、各国が提出します温室効果ガスの削減目標を定めておりますので、そういったところとの連動といたしますか、そういうところを踏まえながら検討を進めております。そういった国の対策以上の目標を本市のほうは掲げておりますので、国際的な位置づけで言いますと、国が世界に対して約束している目標以上のものを我が市において実行しようと考えているところがございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） ここは大事なので、ちょっと再度お伺いいたしますが、それを進めますと、環境局としては北九州市の温室効果ガス削減の国際的な位置づけは十分であるという認

識であると言ってよろしいということでしょうか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 繰り返しになりますけれども、国が掲げております国際的な目標以上のものをというところで市のほうでは対策を進めております。さらに加えて、北九州市の特徴でありますこれまでの国際環境協力でありますとか、そういったところを今まで環境基本計画等には掲げておいたところがございますけれども、今回温暖化対策の実行計画の中にも北九州市がアジアといいますか、世界に貢献する目標というところをきちっと定めまして、北九州市だけではなくて、やはり途上国でありますとか、そういった今後さらに温室効果ガス削減をより求められるところについて、北九州市が協力していくところを明確に定めております。そういったところで言いますと、目標としては、我々としては今回こういった形で行かせていただけないかなと思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） まとめますと、陳情であったように、本市の温暖化対策が国内でトップレベルであっても、国際的には自己満足にすぎないというのは明確に否定されるということでしょうか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 北九州市といたしましては、本市の産業構造でありますとか、これまで培ってきた国際的な環境協力の実績だとかというところのポテンシャルを生かしながら、我々として果たすべき役割をしっかりと実行していくところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 次の質問に移ります。2番目のライトアップイルミネーションについてですが、電力使用量や温室効果ガス排出量を把握、検証したことがないということでありました。これ一部再エネを使っているということでもあります。一部再エネは、全体のどれぐらい使われているのでしょうか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 割合につきましても、すみません、イルミネーションは市内各地でやっておりますので、全体の割合的なところは把握しておりません。北九州市のライトアップやイルミネーションにおきましては、観光振興やにぎわい創出を目的に実施しておりますけれども、LED化でありますとか使用電力の再エネ化というところが進められているとは認識しているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 今後、電力使用量や温室効果ガス排出量について、イルミネーション事業について把握することは可能なんでしょうか。

○委員長（日野雄二君）グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 イルミネーションといいますが、例えば市内各地で行われていたり、市が関与していない部分とかもございますので、どこまでできるかというところは、ちょっと今の段階でどうこう言えるものではないかなと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）次に移ります。EV導入や再生可能エネルギー推進などの施策について、市民が実感できる形でどれだけ温室効果ガス排出量が削減できるのか示されているかどうかということでの答えが、2050年ネットゼロということでありました。具体的に市民が実感できる形で示されているかどうかということをお聞きしたのでありますが、もう一度お答えいただけますか。

○委員長（日野雄二君）グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 EVでありますとか、そういったものがどれだけ浸透しているかということについて、市民が実感しているかどうかということにつきましては、なかなか実感として感じることは難しいのかもしれないんですけども、例えば電気自動車でありましたら充電スポットの数でありますとか場所とか、そういったところを示しつつ、そういった広がりをも市民の方に示していくことかなと考えているところでございます。

○委員長（日野雄二君）再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 市民の方へのEVであるとか再エネ導入の啓発というところでございます。今、我が市においてはEVの普及を進める中で、やはりEVを蓄電池として使ったり、また、災害時のレジリエンス強化のために使ったりするような取組を進めているところでございます。エコタウンセンターにおいていろいろと電気のエネマネのシステムを構築したりであるとか、EVから出てきた蓄電池を再度LEDの照明とかに使って、太陽光パネルと一緒に併せて再エネを市民の方にちゃんと理解していただきながら、しっかりと普及するような形を進めておるところでございます。

また、再エネ導入の推進の件につきましても、現在、北九州市響灘エリアを中心に、再エネのポテンシャルが非常に大きいエリアがございます。再エネを地域の企業の皆さんに使っていただく部分の枠組み、仕組みづくりを再エネ事業者と協力しながらつくりまして、それをしっかり市民の方々に普及、PRすることに今努めておるところでございます。またあわせて、市の取組といたしましても、国から脱炭素先行地域の交付金をいただきまして、市内の公共施設に再エネである蓄電池であるとか太陽光パネルを設置しながら、そういったのをうまくPRすることで、再エネであるとかEVの普及啓発のところを図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）いろいろ取組をされていることは実感できるのですが、これを取り組

んだことで、どれだけ温室効果ガスの排出量が削減されているのかということをも市民が実感できる形で示していただきたいというのが趣旨でありますので、これは今後取り組んでいただきたいと思っております。

次に進みます。4番目であります。陳情で不便さや快適でないことを引き受けなければ状況は改善しないと指摘されていることに対して、この一文に対する市の見解をお伺いいたします。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 不便さなどを受け入れなきゃいけないというところにつきましては、温暖化対策では、基本的には脱炭素型ライフスタイルの転換というところを基本に据えていきたいなど、転換というところが基本になるかなと思っておりまして、国のほうでもそういったことを掲げておるところでございます。これまでの習慣を変えること、マイカー利用から公共交通機関の利用促進であるとか、リサイクルから食品ロスの削減といったところ、今までやっていなかったことをやるということになりますので、そういった環境に配慮した選択が必要なこと、こういったことをすべきといたしますか、こういったことが温室効果ガス削減につながるということについて、啓発が必要と考えておりますので、そういった部分について、引き続き啓発していきたいと考えているところでございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） それでは、まとめますと、例えばマイカーから公共交通に行動変容をしてもらうということが、一部の市民にとってはそれが不便であったりとか、ちょっと快適でないと思うようなことでもあると思っております。そういうことを市民が引き受けていくことが大切だということを市としては考えているということでしょうか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 例えば今掲げられましたことにつきましては、今までのガソリンを使いました自家用車よりはCO₂の排出量が少ない形になりますので、そういったところについては利用促進を進めていきたいと考えております。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 今の回答で、市民の行動変容とか一定の負担というのも市としては一部重要であると思っていると認識をいたしました。

さらに、ちょっと質問をします。陳情の中にある気候市民会議について、これは発足させる予定はございますか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。答弁は簡潔に。

○グリーン成長推進課長 簡潔にということでしたので、気候市民会議の発足につきましては、他都市の状況などの例示も陳情の中に出てきましたけれども、他都市の状況についても注視していきたいと考えてございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 今、注視の段階で、気候市民会議を開くかどうか検討はしていないということでしょうか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 温暖化対策実行計画の改定に当たりましては、例えば公募による審議会のほうで審議しておりまして、公募による市民をはじめ各種分野の有識者から構成されておる審議会で議論していただいております。また、策定プロセスにおいてパブリックコメントも実施しておりまして、現時点で市民の意見もしっかりと反映できると考えております。

ただ、一方で気候市民会議につきましては情報収集でありますとか、こういった形で北九州でできるかというところについて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） まとめます。私は今回出た陳情に対して問題意識を、大変重く受け止めました。本陳情は地球沸騰だとか気候崩壊という表現を用いていますが、その本質は抽象的や啓発的な対策にとどまらず、実際に温室効果ガスを削減できる施策にもっと本格的に取り組むべきだという極めて真っ当な問いかけであると思いました。夜景やイルミネーション、車社会、便利さを前提とした生活様式について、この陳情では大きな疑問を投げかけています。本当に温暖化対策と整合しているのかという新たな問いかけであります。これを検証することは行政としては避けて通れない課題であると思っております。

私は、本陳情を全てそのまま全面的に今すぐ実施すべきとは考えておりませんが、この問題が出たということにとどまらず、行政として本質的なところまでしっかり考えていただきたいと思えます。

また、私も今まで再三申し上げてきましたが、地球温暖化対策に対しては市民との共有だとか市民の啓発も含めて、市民の意識を高めるということが非常に大切だということを申し上げてきました。陳情にある気候市民会議というのは、非常にそのことを市民参加で具体化するような会議であると思っております。この気候市民会議についてはぜひ取り組んでいただきたいと強く願います。

行政としての覚悟と方向性というところも市民に説明することを強く求めて、私はこの陳情に対して賛成をいたします。以上です。

○委員長（日野雄二君） 要望としておきました。ほかにございませんか。戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 大変重要で重い陳情だなと感じました。地球温暖化、人間の経済発展、営み自体が問われているのではないかなと。環境負荷なしに人類がどうやって生きていくのか、でも基本的にはそれは哲学的に見ても、エントロピー的に見てもそれは無理なんだということは世界中で知っていることなんじゃないかなと思っておりますが、この北九州市を考えたときに、公害の都市だった、その中で戸畑の婦人会の人たちが、青空が見たいということで環境保全を、環境回復と言っているのかな、訴えてきた。その中で北九州市は様々な環境政策をこれ

までやってきました。たしかちょっと記憶が定かではないんですけども、末吉市長のときには環境先進都市で北橋市長のときにはSDGsの推進をやってきました。

そこで、質問をしたいんですけども、様々なことが書いているんですけども、この北九州市が何かやったからといって地球温暖化が止まるものではないということは大前提として、ここに書いている環境への負荷の小さい生活習慣を紹介する機会を増やすこと、こういうことをやっているのかどうなのか、そして、快適でないことをあえて引き受けることなくしては状況が改善されない点についても啓発すること、この2点を市民に対して現段階でやっているんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 行動変容につきましては、市のホームページや脱炭素ポータルサイトがございまして、そういったものを活用して、また、イベントなどを通じてそういった行動変容について情報発信を含めた広報啓発を行っているところでございます。環境への負荷が小さい生活習慣を紹介するということについて、現在も取り組んでおりますし、今後も紹介していきたいなど、取組を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） この問題は、企業だとか行政がというより、我々人類が変わらなければならぬ根本的な問題だろうと思っています。その中で、やはりしっかりと市民に対してこういったことを啓発することは環境局の役目ではないかなと思っています。

そこで、もう一点聞きたいんですけども、この頃さっぱり環境局の話を聞かなくなったんです。末吉市長のときは環境先進都市、北橋市長のときにはSDGs、環境局って花形だったんですね。今全くその面影がない。

そこで、聞きたいのが、末吉市長、北橋市長、武内市長のこの間に環境教育及び地球温暖化に対する予算は大体どのような傾向になっているのかを聞きたいと思います。

○委員長（日野雄二君） 環境学習課長。

○環境学習課長 環境に関する事業のほうはなかなか見えてこないと、市民に対する発信という点でおっしゃっているんだと理解しておりますけれども、現在市民に対する行動変容という点で実施しております事業につきましては、環境ミュージアムの運営の中で、すみません、ちょっと話がずれる部分があるかもしれませんが、子供たちのほうに、学校の校外活動で環境ミュージアムに来ていただきまして、実際に北九州市の公害克服の歴史でありましたりとか、今現在北九州市が……。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 宣伝や取組を聞いているわけじゃなくて、予算の推移を聞いているんです。

○委員長（日野雄二君） 取組じゃなくて予算です。グリーン成長推進部長。

○グリーン成長推進部長 すみません。末吉市政から北橋市政、そして、今武内市政ということで、環境局のプレゼンスが少し下がっているという御指摘でございますけれども、我々としては当時SDGsモデル都市とかいろいろなそういったものがございまして、そういった一つ一つの大きなイベントがあって、少し大きく目立っていたところがあるかと思っておりますけれども、我々としては従来どおり、昔から環境はやはり北九州市にとってのアイデンティティということで頑張っているところではございます。

予算に関しましてはですけども、ちょっと今手元にはないんですけども、環境に対するプレゼンスを下げのために予算をどんどん減らしていっているというところは特別ございません。市全体として予算は当然ながら縮小されていっているところはあると思っておりますけれども、予算についての詳細の部分はまた今度御説明させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 環境局のこの頃の話の考えると、ごみ処理、これ本当に非常に頑張っているなと思っております。しかし、地球環境とか市民に対する啓発というのは本当に聞こえてこなくなった、私はその辺、武内市長はあまり興味がないのかなという気になるわけなんですよね。末吉市長のときには高らかに環境先進都市、北橋市長のときにはSDGs、地球環境を守ろうと言ったけども、武内市長自身の言葉からあまりそれが聞こえてこないということを書いて、終了します。

○委員長（日野雄二君） 要望としてしっかり捉えていただきたいと思います。

ほかにもございませんか。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ちょっと今の関連なんですけど、北九州市環境首都検定というのを長年ずっとやってきているんですけど、これを一つの市民、そして、特に子供たちへの啓もうの1つとして大きな柱でやってきていたと思うんですけど、今見ていると受検者数や申込者数が、何となくざっと減少傾向にあるように思うんですけど、ここをどのように捉えられていますでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境学習課長。

○環境学習課長 環境首都検定について御質問いただきました。確かに、令和5年度、令和6年度と受検者数はかなり減少しているという状況は事実でございます。令和7年度は12月7日に実施したんですけども、こういった状況を踏まえまして、学校現場のほうで受検が減っているという現状がございましたので、こういった問題があるかというのを確認いたしました。時期につきまして、中学校のほうは全校でこの4月から2学期制に移管したかと思っておりますけれども、受験の時期でありますとか、学校のほかの行事が重なるというふうな問題もございましたので、その辺の見直しを来年度に向けても検討していきたい、見直しをしていきたいと考えております。

今年度も各学校に出向きまして、この事業の必要性でありましたりとか、有効性を御説明いたしまして、受検者数が400名程度改善している状況ではございます。今後もこのようにしっかりと学校現場でありますとか、あとは市民にもしっかりと環境の重要性というのを発信して行って、事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 取組は分かりました。日程のこととか、確かに大変だと思うんですけど、私も最初の頃は何回か受けてたり、子供が受けてたりしていたんですけど、この数年はすみません、検定自体にあまりタッチしていないんですけど、今言った日程とかじゃなくて発信の仕方とか検定の中身とかの改良は年々しているんですか。そこはどうなんですか。同じような形で例えばマンネリ化しているのか、何か新しい取組をやっているのかというのはどうですか。

○委員長（日野雄二君） 環境学習課長。

○環境学習課長 令和6年度から受検の方法が紙受検からネットでの受検に原則変わっております。やはり子供たちが実際に合格することが一つの励みになるという部分もあって、一時期合格率がかなり低い時期もございました。ですので、実際に学校のほうでは過去問題を勉強していただけるように、ネット上で過去問題が勉強できるようなものを準備したりとか、実際に事前学習という形で学校でも取り組みやすい環境は整えております。実際に過去問題なども活用しながら、合格率を上げていくような形で、まずは子供たちに合格して楽しんでいただくというところからスタートするという見直しをしております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 分かりました。長年続くとどうしても盛り上がりが出ていくことってよくあると思うので、また大幅に見直す時期もいずれ必要だと思います。目的は啓もうですので、点を取ってもらう、過去問の中で魅力に気づいたり、気づきがあればいいんですけど、何か点を取るためにやっていたら楽しくなくなってしまうかもしれませんし、ここは工夫をして啓もうしていただきたいと思います。

もう一点すみません。今回の陳情の中で6番に車の乗り入れをなるべく規制するという話があるんですけど、当然今までもパークアンドライドという事業をやっていると思うんですけど、あれで例えばホームページを見ると、駐車場の紹介というのはしているんですけども、何かそれ以外に、今回陳情にあるように、車の乗り入れをなるべくなくしていこう、ノーマイカーもそうでしょうけど、何かここ近年で取り組んでいる具体的な事業みたいなことってあるんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 都心部への自家用車の乗り入れ規制につきましては、現時点で具体的な施策の実施というところは考えていない状況でございますけれども、ノーマイカーデーやノーマイカー強化月間、公共交通機関の利用促進などの取組を通じまして、過度なマイカー利

用から公共交通機関への利用などの転換を図って、進めていきたいと考えております。

なお、モノレールや鉄道沿線に駐車スペースを確保するパークアンドライド向けの駐車場は、市内に今20か所ございまして、そういった取組を通じまして施策を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ちなみに、20か所の駐車場には何か行政からの補助というか、民間のやっている取組を紹介しているだけなんですかね。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 すみません。この事業の細かなところは都市戦略局になりますので承知しておりません。申し訳ございません。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） それはちょっとすみません、そっちで確認します。もう少し魅力があったらいいなと思ったもので、先方に聞こうと思います。ここでは終わります。

○委員長（日野雄二君） ほかにありませんか。泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私からは1点だけお聞きしたいと思います。陳情の中で出てきました、他の自治体で気候市民会議というのが開催をされているということでありました。北九州市でも取り組まれてはどうかということでもありますけど、まず、この気候市民会議に対する市の見解というか認識をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 まず、気候市民会議というところが、国立環境研究所の情報になりますけれども、無作為に抽出された市民が全6回程度の会合に参加いたしまして、科学的な知見を得ながら対話と熟慮と投票を繰り返して気候変動対策をまとめ、提言するものでありまして、2019年から2020年にかけてフランスであるとかイギリスのほうで実施されておりました、その後世界の各地や地方自治体でも実施されていると記載がございます。そういった会議でございます。北九州市の現状といたしましては、温暖化対策実行計画の改定に際しましては、公募による市民をはじめまして各種分野の有識者から構成されております北九州環境審議会に諮問しておりまして、策定プロセスにおきましてパブリックコメントを実施するなどしておりますので、市民の意見もしっかりと反映させることとしておると認識しております。気候市民会議につきましては、他都市の状況なども注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 分かりました。きちんと今後の動向も注視していただきながら、また、市として取り組めることをしっかりとやっていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 要望としておきます。ほかにございませんか。たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） よろしくお願ひいたします。

私からは公共浄化槽の整備及び維持管理費用の、これは後ですね。すみません。

○委員長（日野雄二君） 公共浄化槽については、次でもう出てまいりますから。

ほかにございせんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、気候市民会議のことが出されましたけども、やはり市民が行動変容を求められるというところもあるわけですから、市民参加というのは非常に大事だと思います。それについては、他都市の動向等を見ながら検討するということは、実施に向けて、発足に向けて検討するという、そういう前向きの立場、スタンスを持っているということでもいいんでしょうか。それだけちょっと確認させてください。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 現状といたしましては、まだ他都市の状況を詳しく知り得ておりません。川崎市でありますとか札幌市でありましたらそういったことを実施しておりますので、状況についてお伺いしながら検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） そういう状況調査をして、検討の様子については議会へ報告していただくことはできますか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 政令市の状況については調べて御報告させていただければと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それを踏まえた検討状況についても併せて報告をしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それで、市内はいろんな気候危機の対策等を含めて、実質的に活動している団体があると思うんですね。ぜひ環境局としてそういう実質的な市民団体の取組等についても広く把握するという立場で情報収集していただき、今後この気候市民会議等が発足するとすれば、その構成等についても、そういう点も踏まえて検討していただきたいと思いますということも併せて要望しておきたいと思います。

今回の陳情は非常に重たいという意見も先ほどありましたし、これはやはり地球沸騰による破局を避けるためにということで具体的な多くの項目の対策を求めているわけですが、要は、いかに温室効果ガスを減らしていくかということが要ですよ。それで、文字どおり、これは自分自身のライフスタイルの見直しも含めて、全体が危機感を共有しないといけないと思います。市民も、あるいは事業者もですね。それで、気候危機の打開というのはいよいよ人類と地球にとって待ったなしの課題、ところが、残念なことにアメリカのトランプ政権が地球温

暖化対策の国際枠組み、パリ協定から昨日正式に離脱をするということになりました。目的は、自国の化石燃料産業の保護と経済負担の軽減ということで、国際社会の脱炭素動向へ影響を与えることが懸念されているということですよね。本当にこれは重大なことだと私は思っていますし、国際的にもそういう声が広がっていると思います。

我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を掲げて、2030年度に2013年度比で46%削減、2035年度には60%、2040年度73%削減を目指していますが、この削減目標自体がC O P 28で確認された2019年度比での削減目標と比べたら非常に低いんですよ。市は、国の目標を上回る取組をしていると言われますが、まず、この国の今の温室効果ガス削減目標についてどういうふうに市として考えているか、これを答えていただきたいと思います。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 荒川委員が言われたものにつきましては、I P C Cの第6次評価報告書のことになるかと思いますが、地球規模のモデル解析を用いた世界の気温上昇を1.5度に抑える経路というところにつきまして、その中で複数の削減経路というものが示されておりまして、科学的な不確実性に基づいた幅を持って必要な削減率が示されていると認識しております。国といたしましては、その目標につきましてはこの削減率の幅の中に含まれておると理解しておりまして、1.5度目標と整合的なものと認識しております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 国の2013年度比の削減目標とC O P 28の2019年度の削減目標と比較したことがありますか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 日本の排出量の2013年度比で比較した場合、2035年度が66%の削減という数字になると認識しております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それはC O P 28で確認された目標よりも高いんですか、低いんですか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 そのあたりは、すみません。正直に申し上げまして、今私の頭の中で判断できませんので回答を控えさせていただきます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 後で整理をして報告していただけますか。よろしいですか。

私は、国の目標は非常に不十分だと思っています。だから、北九州市としても、これは全体の問題ですから、国に対してももっと積極的、前向き、意欲的な温室効果ガス削減目標に改定するように、市としても意見を上げるべきだと思っていますので、これは意見として申し上げておきたい。

同時に、本市の削減目標についても、もっと踏み込んだ目標設定をやって、具体的な実行計画を前に進めるべきだと思います。これも意見として申し上げておきたい。

日本の今CO₂排出量の約6割が電力、鉄鋼、セメント生成、化学工業、そして、製紙の6業種に集中していると。気候ネットワークの調べでは、100数十の大規模排出事業所だけで約5割に上るとされています。この大規模排出源の削減が日本全体の削減にとって決定的だということで、特に北九州市は産業都市ですから、そういう点では産業由来の温室効果ガスの発生が非常に多いわけですね。ここをどうやって削減していくかというのが極めて重要な課題ですよ。

先ほど環境と経済の好循環の実現ということが言われましたけども、これ言葉で言うのは非常に簡単ですけど、生易しいものじゃないと思うんですよ。ですから、単なる問題提起とかじゃなくて、本当に実効性あるものにしていくためには、やはり事業者、企業との協議、そして、必要な目標の設定、さらには、言うなら協定ですね。これを結んで実効性を担保していくということが必要だと思いますが、この点について考え方をお尋ねしたいと思うのと、同時に、規模の小さな企業については、言うなら進捗状況を評価する仕組みをつくって、必要に応じて財政面を含めて支援をしながら削減の実効性を担保していくということが必要であると思いますが、これらの点について答弁をお願いします。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 荒川委員が言われるように、主な排出源といえますか、大企業が温室効果ガスの主要な排出源になっているところは事実でございます。それを受けまして、産業界におきましては経団連でありますとか115の業界団体が自主的に低炭素社会実行計画というところを定めまして、毎年取組を進めているところでございます。また、それと含めて大企業をはじめとする多くの企業におきまして独自の温室効果ガスや削減目標を設定しまして、対策を行っているところと認識しております。

業界、企業にて現状におきましては対策をそういった計画に基づいて着実に進めているとは認識してございまして、継続的な排出削減を実行していくことを期待したいと考えております。北九州市といたしましては、こういった温室効果ガスの削減につきましては、イノベーションというところが非常に重要になってまいりますので、GXといった部分になりますけども、そういったイノベーションが起りやすい状況をつくることで、環境と経済の好循環の実現を目指した取組を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 中小企業に対する進捗状況も含めて、財政面の支援をしっかりとすることということで御説明させていただきます。

私も再生可能エネルギー導入推進課では、中小企業の事業者が自ら導入する脱炭素の機器の補助を実施しておるところでございます。昨年度は11社の市内企業に対して16件の補助金を

交付しまして、脱炭素機器の導入を推進しているところでございます。引き続き、こういった施策をPRすることで市内の企業の皆様の脱炭素を支援していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） そういう対策を取っていることはもちろん知っています。これは必要なことなんですけども、要するに実効性のある削減を進めていくという点で、単なる希望的観測じゃなくて、北九州市として企業との間できちっとした協定を結んで実効性を担保するということが必要だということを繰り返し言っているわけですが、ここは非常に重要な問題だと思います。経済と環境の好循環というのはそんなに簡単なことじゃないでしょう。そういう意味では本当に実効性あるものになるかどうかというのは、そこが決め手だと思いますよ。ここをやっぱり踏まえた今後の取組にしていけないと駄目だと思いますが、再度お答えいただけますか。

○委員長（日野雄二君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 我々といたしましては、例えば日本製鉄をはじめましてそういった企業の皆様と、大規模な排出者の方と十分に対策についての意見交換をしながら、また、技術についてどういったものが効果的なものであるかどうかというところについて、十分な意見交換をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

一方で、協定でありますとか、いわゆる規制的な話、そういったところにつきましては、手法の一つとは考えておりますけれども、現時点では固有の地域のみでそういったところの対策を行うというところは考えていないところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 実効性を担保するという意味で、これは市としても地方自治体という立場であっても、これはちゃんとやっぱり地元の企業との協議を進めて、削減計画、これを本当に実行できるようにすべきだと思うし、削減目標自体は、さっき言いましたように、大幅に前向きな踏み込んだものに見直す必要があるということを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長（日野雄二君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本件につきましては慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第77号、公共浄化槽等整備推進事業の実施を求める陳情についてを議題とします。

本件につきまして当局の説明を求めます。業務課長。

○業務課長 陳情について御説明いたします。

配付資料、公共浄化槽の整備及び維持管理費用の補助についてを御覧ください。陳情いただきました公共浄化槽の整備及び維持管理費用の補助に関して、初めに北九州市の浄化槽の設置

状況や補助制度等について御説明します。

まず、浄化槽とは、下水道が整備されていない地域で、家庭等から出るし尿及び台所や風呂などから排出される生活雑排水を微生物の力で分解・処理し、河川や水路等に放流する設備です。浄化槽を設置することで、下水道が未整備の地域でも水洗トイレを使用できるようになるほか、くみ取りであればそのまま放流されることになる生活雑排水を浄化して放流することができるようになります。

北九州市では、臨海部等の工場や事業所に設置されている浄化槽が多く、令和7年4月現在で2,077基となっています。このうち、住宅や共同住宅に設置されている浄化槽は283基です。住宅に浄化槽を設置する場合、浄化槽を設置する工事のほか、トイレを水洗トイレに替えたり、汚水を流す配管を設置したりする工事の費用を住民が負担する必要があります。

そこで、北九州市では、住民の負担を軽減して浄化槽への転換を促進するため、平成元年度より小型合併処理浄化槽を設置する個人に対して設置費の一部を補助する小型合併処理浄化槽設置整備事業を実施しています。補助金額は資料のとおりとなっておりますけれども、平均的な人数の御家庭に設置する5人槽の浄化槽の設置に対して33万2,000円を補助するなど、設置工事費のおおむね4割を賄うことができる金額となっております。そのほか、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する際の宅内配管工事に対する補助制度も設けています。

こうした補助に加えて、北九州市で下水道整備が概成した時期に当たる平成16年から平成20年度にかけて、早期かつ強力に浄化槽の設置を促進するため、設置に対する補助の上限を80万円まで拡充する特例措置を実施しました。実施に当たっては、対象地域において地元説明会を複数回開催したほか、対象世帯へ個別に案内文を送付するなど丁寧な周知を行い、合計77基の補助を行いました。こうした取組の結果、これまでの補助実績の累計は432基となっています。一方、近年住宅への浄化槽設置は少なくなっており、補助実績は年間2件程度で推移しています。

次に、浄化槽の維持管理についてですが、浄化槽を使用する際には定期的な点検や清掃、放流水の水質等の検査が必要です。その費用は維持管理を行う業者により異なりますが、年間約11万9,000円程度が必要となり、下水道使用料と比べて高い傾向にあります。

続いて、整備の要望をいただきました公共浄化槽について説明します。

個人が設置する浄化槽に対して、市町村が主体となって個別住宅等に設置する浄化槽を公共浄化槽といいます。公共浄化槽は、設置工事だけでなく維持管理についても市町村主体で行い、浄化槽を使用する住民からは、使用料や設置に係る分担金を徴収する形となります。こうした公共浄化槽は、山間部や過疎地域、点在する集落等が多く、地形や建設コストなど、地理的、経済的な面から大規模な下水道整備が困難で、下水道普及率が低い市町村を中心に行われています。

公共浄化槽を使用する住民の負担については、設置に当たって設置費の1割程度の分担金や、水洗トイレの設置や配管工事に係る費用など合わせて数十万円程度が必要です。加えて、使用に当たっては、維持管理に係る費用を使用料という形で負担する必要があります。

資料1、(2)に記載していますとおり、北九州市には、し尿くみ取りのうち、住宅が1,192世帯、住宅に設置された単独処理浄化槽が106基あります。しかしながら、この中には下水道が整備されている地域であるものの、水洗トイレの設置に係る費用負担といった経済的な面等から、下水道へ接続していない世帯が多く含まれています。また、対象世帯には高齢者世帯が多く、費用負担も踏まえると、合併処理浄化槽への転換は希望しないという方も多くいらっしゃる状況です。加えて、平成16年度から5年間にわたって補助の上限を80万円まで拡充した特例措置によって、浄化槽への転換に対する需要を一定程度掘り起こしていると認識しています。

以上のようなことから、北九州市としては現行の個人設置の合併処理浄化槽に対する補助事業を引き続き着実に進めていきたいと考えています。また、浄化槽の維持管理費に対する補助制度の創設については、現在の住宅への設置基数283基や今度の新設の見通しといった浄化槽を取り巻く現状等の観点を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。説明は以上です。

○委員長（日野雄二君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） よろしくお願ひいたします。設置に係る補助制度におきまして、5人槽だと33万2,000円で、8人から50人槽とかだと54万8,000円となっているんですけども、これは維持管理におきましては、やっぱり5人槽だと少ないけれども、8から50人槽になると多くなるということでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 今お話しいただきました人槽による違いでございますけれども、それだけ多くの人員の方であるとか、あるいは広いお宅であるとか、そういったところには大きな人槽をつけていく形になりますけれども、大きさが当然異なりますので、設置工事費も違いがございますし、維持管理に関してもやはり大きい人槽のほうがかかるといった状況ではございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 共同住宅とかにおけるところがこの50人槽みたいなものを使うというものの認識でよろしいでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 確かに50人槽というとかかなり大きなものになりますので、共同住宅でありますとか、かなりの人員が使われるものとかになってきますが、算定も広さでありますとか、様々なものを考慮して何人槽になるかという計算を行ってつけるようになります。50人槽というとか確かに共同住宅であるとか、そういったものが多くなってくるのかなとは思っております。以上

です。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。合併浄化槽を設置しなかったほうが安くてよかったということで、やっぱり維持管理にすごくお金がかかるということみたいなんですけれども、この水質保全とか脱炭素の面で、環境に関してはどのような認識でいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 環境保全の観点とか脱炭素の部分もございましたけれども、浄化槽をつけていただいたほうが、当然し尿のくみ取り世帯であればそのまま放流されてしまう雑排水を処理できるといったところでの環境保全という観点での向上は見られるというところで、当然市としてもしっかり打ち出していきたいと思っておりますので、設置に係る補助制度を設けたりといったところで促進を図っているところでございます。維持管理費については確かに違いがあるというところはございますけれども、どこまでの部分を事業化してやっていくのかということについては、現状の浄化槽を使用されている方々の人数、あるいは今年間2基程度というところとかを踏まえて、総合的に判断をしていかないといけないので、慎重に検討させていただく必要があると思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 仙台市と広島市が実施しているという公共浄化槽の整備推進事業について、こちらはこういったものか教えていただきたいと思えます。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 ただいま公共浄化槽を設置されている政令市というところで、陳情の中では2市ということでもございましたけれども、実際には新潟市も加えまして3市の政令市で公共浄化槽の整備が行われています。こちらにつきましては様々な状況によってどういうふうな下水処理の普及を図っていくかというところで、どの自治体の皆様も大体15年から20年ぐらい前に下水道がある程度普及をするような段階に、どのように浄化槽を設置していこうかという段階になったときに、公共浄化槽という形を選ばれたと認識をしております。それぞれ今も希望されるところには公共浄化槽をつけるというところで進んでいるところではございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。地域によって本当様々だとは思いますが、この0.1%の方々が住みよい、また、環境にとってもいい状況で暮らせるように考えていただければと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） ほかにございませんか。村上委員。

○委員（村上さとこ君） 陳情について質問をいたします。

陳情者のお話の中で文化的な生活をさせてほしいというような趣旨の御発言がありました。

これを非常に重く受け止めました。これは憲法で保障されている文化的な生活、まさに生存権の問題に直結するものであり、たまたま住んでいる地域によって公共サービスを受ける公平性、不公平性の問題にも関わるものだと思います。

その上で質問をいたします。1点目に、この未整備地区の住民、全体の0.1%ではありますが、個人設置型浄化槽やくみ取り槽により、下水道区域よりも明らかに高い費用負担を強いられているということです。環境局としてこの負担格差をどのように認識しておられますでしょうか。

2点目に、合併処理浄化槽の年間維持費は年間11万円と御説明いただきました。保守点検、清掃、検査費とかいろいろなことがかかるということでもあります。この年間11万円以上の負担は高齢者、年金生活者にとってどんな負担だと市は評価していますでしょうか、お伺いします。

3点目に、陳情では自治体主体での設置管理を行う公共浄化槽の導入を求めています。本市においてこれまで公共浄化槽の導入を検討した経緯はあるのでしょうか、教えてください。

そしてまた、今お話がありました仙台市、広島市、新潟市ですね、他都市が公共浄化槽を進めたという、その理由について、分かっていることがあれば教えてください。

最後に、既に個人設置型で合併浄化槽を設置した世帯について維持管理費が大きな負担となっている実態を市はどのように把握して、それをどのように評価しているのか、お聞かせください。以上です。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 今御質問いただきましたことに関しまして御説明させていただきます。

まずは、文化的な生活という部分に関しての不公平性というところでお話をいただきました。全ての質問に通ずるところではございますけれども、維持管理費が下水道と比べてどうしても高くなってしまふということに関しましては、やはり差があるということはもちろん認識しておりますし、そこに関して御負担になっていることもあるという認識はしているところではございます。

ただ、一方でどこまでを解消していくかというところで、市街化調整区域を含めた公共浄化槽の部分になりますけれども、インフラ整備といったところになってくるかと思っておりますけれども、やはりどうしても今回未整備地域は市街化調整区域に入ってまいりまして、開発抑制地域であることとか、効率的な公共投資の実現とか、そういったところの観点も含めて、今未整備地域として残っていると認識をしているところです。それもありませんので、当初その未整備地域というのが残った地域に関しましては、先ほども申し上げました80万円の補助等を行って推進をしてきたところでございます。

とはいえ、じゃあ今つけられた方の維持管理費が高いというお話になってくるということはもちろん認識しているところではございますが、あとは様々な生活コストも含めて比較したときに、確かに汚水処理のコストの観点で言いますと、そこに差が出ているというところはございますけれども、じゃあ全ての市街化調整区域における生活コストも併せて考えていく必要が

あるのではないかと、必ずしもそこを含めたときに、全てが高い生活コストになっているのかということもあると思いますし、とはいえ、そこがネックになって普及促進が進まないというところは確かにあるかと思しますので、とはいえ、先ほど申し上げたような、なかなかそこを今対象になる世帯もかなり少なくなっているという状況も含めて、やっぱり総合的にどのように、今いただきました陳情を検討していくかということにつながってくるのかなとは思っております。

あとは、それ以外にいただきましたのが、公共浄化槽、3市のほうで検討された理由というところがございますけれども、かなり早いところは、平成16年から開始しているというお話は伺っているところであります。詳しくお伺いしているという状況ではないんですけれども、対象地域が例えば仙台市であれば、当時恐らく2,000何百世帯が浄化槽の未整備地域として残っていて、私どものほうで当時は600世帯ぐらいだったと認識しておりますけれども、そこはかなり差がある中で、一気にやるときにどちらがよろしいのかということでも恐らく個人設置、あとは下水をどこまで進めるのか、地理的条件もそれぞれ異なってきますので、そういったところをいろいろ含めて判断したときに、やはり効率的であるものが公共浄化槽だとその当時判断されて、その制度を進められてきたのではないかと思っております。すみません。以上になります。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 上下水道を使っているところよりも使っていない0.1%と差があるということは、もう十分にお分かりであると。そのことに対して特に何も思っていないわけではないとか、きちんと問題意識を持たれているということでもよろしいですか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 確かに汚水の処理のコストという面で見ますと、そこに差があるということに関してやはり認識もしておりますし、そこをじゃあどのようにやっていくかということも判断していかないといけないということは課題としては認識しております。ただ、先ほど申し上げたように、全体を通して考えていく必要があるのかなと思っております。

あとまた、すみません。先ほど公共浄化槽を検討したことがあるかということでも話しいただきましたけど、本市としましては個人設置の浄化槽を進めていくということで、先ほど申し上げたような上乗せ補助金というのもしやりましたし、今まで公共浄化槽に転換するという方針は考えていなかった、公共浄化槽自体も最近ちょっと増えてはきているようなんですが、全国の市町村で見ても大体11%ぐらいの市町村で導入されているようなもの、特に普及率が低いところというような認識でおりますので、私どもとしては個人設置の浄化槽でもしっかり普及の促進を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 個人設置が原則という基本の中で、制度の違いというのは十分に理解するんですが、結果として居住地によって生活条件が不利になってしまっている、そして、負

担も増えているということ、行政としてこのまま見過ごしていいのかどうかということが今問われているんだと思います。こういった水への安心、行政の基本的な責任の問題でありますので、放置はできないなと思っています。

また、新たな補助金であります。これについてもう一度、陳情の2番目にあります新たな補助制度の創設について、もう一度ちょっと整理してお答えいただけますでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 新たな補助制度というところでございますので、維持管理に関するところの費用の補助についてでございます。

まず、本市の浄化槽を取り巻く現状というところで整理いたしますと、現在の住宅への設置基数が283基であるというところがございます。また、その中には下水道への転換が可能なものもかなり含まれているところがございます。例えば、単独浄化槽というし尿だけを処理する浄化槽がございます。それが住宅に設置されているものが106基あるんですけども、実はこの中で下水道へ転換が可能なものもかなり含まれておまして、実際に処理区域外でない今合併浄化槽をつけていただくことはできないんですけども、合併浄化槽をつけられるというものが大体15基程度というところになっておりますので、転換対象となるのが大体1割から2割程度となっております。

また、し尿のくみ取り世帯1,192世帯ございますけれども、こちらについてもちょっとはっきりした資料として今お出しできないんですけども、おおむね大体2割から3割程度が浄化槽への転換が可能な世帯と捉えております。なので、それ以外は下水道が来ていても、やっぱり水洗に係る工事の費用とか、そういったところでちゅうちょされて下水につないでおられない世帯というのがあるといった状況で、今後浄化槽に転換される世帯というのが非常に少ない状況にはあると思っております。

そして、今新規の個人に対する補助制度を設けておりますけれども、それが年間2基程度というところで、現状これが制度を変えない形となりますと、大体年間2基程度、このまま推移していくんじゃないかと考えております。ですので、こういった今浄化槽が置かれている現状とか、そういったところを整理しまして慎重に検討する必要があると捉えております。

また、先ほど申し上げましたような、今設置できない地域が市街化調整区域といったところを踏まえますと、いろんな開発抑制の観点とか、そういった全体のコストのことでもありますとか、そういったところも含めてやはり判断して検討していく必要があると考えております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 分かりました。ありがとうございます。公共浄化槽の導入については、慎重な検討も必要であると私自身も考える一方で、やはり現状の住民の皆様のお困り事をこのまま放置すべきではないと考える立場からこの陳情を読みました。下水道未整備区域に居住す

る市民の方々は、本人の選択ではなくて、居住地という理由だけで下水道区域よりも高い費用負担を強いられて、99%の市民との大きな格差が生まれています。特に、高齢化が進む地域では年間11万円を超える浄化槽の維持管理費というのは、生活に直結する深刻な問題だと思っております。

公共浄化槽が難しいというような話もいろいろありましたけれども、独立採算や整備基数の問題など制度上の課題があるのは理解いたしました。公共浄化槽の導入をしないからといって、未整備区域の皆様の負担格差が固定化されるのは、これはいかがなものか、あつてはならないことだと思っております。例えば、高齢者世帯などに限定した維持管理費の支援や、既に設置した世帯を対象とした後追いの補助金だとか、下水道区域との過密な負担差を是正する仕組みだとか、そういったことはいろいろ行政で考えられる話だと思っております。段階的で現実的な対応で格差をなくしていくということを行政として今も検討を進めるべきと思いますが、御見解をお伺いします。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 先ほど申しあげました理由に基づき、今委員からはお話しいただきましたけれども、慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） とにかく北九州市内に住む市民はみんな一人一人同じ市民でありますから、本来同じ負担で同じ公共サービスを受けられるべきであります。そしてまた、高齢者とか所得の少ない方に対しては、それに対する補助なり減免だとかあつてしかるべきだと思っております。下水道未整備地域における生活環境と負担の在り方を今見直す重要な陳情をいただいたと思っております。私は、段階的な対応を含めた制度の設計を強く求めて、この陳情に賛同いたします。以上です。

○委員長（日野雄二君） 要望とします。ほかにありますか。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） さっき出たことで質問なんです、市街化調整区域のトータルコストが安いというのは何を指していますか。土地代ですか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 必ずしも安いというところではなく、そこを比較する必要があると思いますけれども、土地代ももちろんあるかとは思いますが、都市計画税でありますとか、そういったところの税負担もございまして、いろんなところのコストからしっかり比較できているのかということ、そこをしているものではございませんけれども、一概に全ての生活コストが市街化調整区域のほうがかかっているということではないと認識しているところでございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） すみません。これ環境局の話じゃないですけど、そこで安いからと言っ

てしまうと、土地が安いのは、逆に売れないからであり、交通のコスト等もかかるわけなので、そのコストが安いからというときはちょっと注意していただきたいなと思ったのが1つです。それに線引きしたのは行政じゃないかという話に行ってしまいますから、そこはちょっと御注意いただきたいなと思って聞いていました。

それと、これも上下水道局の話なんですけど、今99.9%ということで大体概成していますよという話がありますけど、例えば下水道の整備のところのホームページなんか見ると、快適な市民生活の実現等には川などの自然環境保全のために市道での下水道整備や浄化槽の普及を進めて、汚水処理100%の実現を目指していますというのが書いてあるわけなんです。行政が100%を目指すということは、ここで書いてある浄化槽の普及というのは、公共がやると読み取れるんですけど、だから、そこら辺も上下水道局との整合性というものもぜひちょっと協議していただきたいなと思うんですけど、それはどうですか。100%を皆さんはどのように捉えていますか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 100%というところはあれなんですけれども、やはり浄化槽でもう整備する地域と決まっている部分がございますので、そこは合併浄化槽を、今個人設置の補助などを通して普及を図っておりますので、そういったところを進めていくというところは環境局としてのミッションだと思って進めているところです。以上です。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） であれば、先ほどから出ているように、100%を目指すんだったら、やっぱり市民の負担というのはある程度そこに差があるというのはおかしいと思いますので、そこはしっかり整理して、なるべく差が縮むように努力していただきたいと思います。私も生まれたところは、もともと下水がないところで育ちましたので、とてもそこは感じると思いますので、しっかり議論していただきたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） ほかにありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、1つ、維持管理費の負担軽減について、確かに重たいんだと言われるけども、これについても意見が今出ましたけど、しょうがないなというわけですか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 全てにおいてしょうがないといって片づけているというものではないと思いますが、これをやはり事業化するときの課題といったものを含めて、総合的に検討する必要があると思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 総合的に検討するというのは、負担軽減に向けて検討すると受け取っているんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 陳情として市民のお声としていただいておりますので、それに関して市としてどうできるのかということを検討するという段階だと思っております。具体的に今進めていく手だてを考えますというお話ではなくて、やはりいただいた市民のお声に対してどう応えていくかということをお私どももしっかり整理しながら、他都市の状況等も踏まえたりとか、今政令市で行っている、補助の管理制度を行っているところは札幌市だけという形になっておりますが、そういったものとか、浄化槽普及に係る全国的な流れ等も踏まえながら検討といえますか、しっかり受け止めながら、どのようなことができるのかということは考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 現に不公平があるわけだから、これは検討しないといけないし、実際是正をしていかないといけないと思います。ですから、受け止めていらっしゃることなんで、これはぜひ前向きに検討していく必要があると思いますから、ここは強く要望しておきます。

ところで、一部ずれはあるというものの、下水道未整備の区域は、基本的に市街化調整区域であるということですよ。一部ずれはある。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 以前、下水道の地域をどこまで処理という形にしていくかというのを平成16年前後、その辺に検討しました際に様々な要素を考慮して、市街化調整区域であってもやはり市街化区域から管きょが近いところであれば下水道整備をするという形で進めていったとは聞いております。ただ、どうしても地理的要件でございますとか、あとはそれに関するコストの面とか、そういったところを下水道のほうで総合的に判断して、今の地域が下水道を今後処理するという計画がない地域という形で固めたと思っておりますので、大体そういうところは市街化調整区域に係るところが多いかとは思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 私も上下水道局に聞きましたら、市街化調整区域でも特別の事情で下水道を整備したところがあると言っていました。だから、今お答えいただいたことだと思いますが、公共下水道というのは市民生活に密着したインフラですよ。行政の公平性という点からも、本来であれば公共下水道は全体に整備すべきなんですよ。だけど、例えば地形的な条件等で整備できないエリアもあるわけですね、現実問題。それを補完するのがこの公共浄化槽整備でしょう。だから、市の責任でこれをやる必要があるんですよ。自己責任じゃなくて、市の責任で公共下水道は本来提供すべき住民の基本的なインフラなんですから。それを補完する施策としてこれが取り組まれているわけだから、ここは、さっきも出ましたけど、上下水道局と環境局でよく協議をして、どういう対策を取るかというのはしっかりやらないと。これは公平性の問題ですよ。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 ただいま公平性の問題というお話で、下水道が全ての世帯に対して100%行き渡るべきだというお話がございましたが、全国的に見てもやはりどういう形で汚水処理をやっていくかというところで、下水道でやるところもあれば公共浄化槽でやるところもある、その浄化槽の中に公共浄化槽が入ってくるかどうかというところで市の責任としてというところでもございましたら、浄化槽としてここは整備していく区域だとなっている地域に関しましては、先ほども申し上げましたが、個人の設置に対する80万円までの上乗せ補助等も実施して、市としてしっかりその責務を果たしていくということでやってきたというところでもございます。必ずしも下水道を絶対に100%行き渡らせるべきだと全国的になっているものではなく、やはり自治体としていろいろ財政運営等も踏まえながら効率的なものと。浄化槽は必ずしも劣っているわけではない、しっかり下水を処理できる設備だと思っておりますので、そういったふうに区域の中でしっかり位置づけをして、それに対して市としても個人設置への補助という形で責任を果たしてきたと私どもとしては考えております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） だから、公共で整備すべきところを補完しているわけでしょう、浄化槽が。そういう意味では下水道が本来整備されるべきところが、地形的な問題とかで整備できないわけだから、これを代わりに使っているわけでしょう。そこはやっぱりきちんと公平性を担保しないといけないということを私は言っているわけです。それは環境局だけのことじゃないので、上下水道局としっかり議論して、さっき言われたでしょう。いわゆるもうまさに生活の質に関する問題、これをしっかり担保、保障していくかということですから。現にこれだけ負担の大きな格差がもうあるわけですから、そこは市の責任においてどう解決していくかというのを検討しないといけないと思いますよ。そのためにも環境局だけじゃなくて上下水道局とも協議すべきだと思いますが。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 確かに下水道整備と関連して、浄化槽のほうも汚水の処理ということになりますし、それをどういったふうに取り組んでいくかというところで、今御提案もいただきましたので、上下水道局とはもちろんのことではございますが、いただいた内容を踏まえ、どのようにやっていくかということはしっかり検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 局と局の関係ですから、これはしかるべき協議を行うということについて答弁いただけませんか。

○委員長（日野雄二君） 環境局長。

○環境局長 市政全般のことについてでございますので、先ほど業務課長から御答弁申し上げましたとおり、上下水道局とはしっかりと協議を当然していきたいと思っております。

一方で、公平性のことでございますけれども、これは10数年前から公共浄化槽の形で整備す

るところについては、こういった補助制度を拡充するという制度も設けまして実施しているわけでございます。一方で、維持管理費というのは上下水道、下水道をやるところにおいてもそれぞれ利用の状況とか、そういったものにおいて差はあるわけでございます。維持管理までも全てが同じ利用状況というのは変わりがございますので、一緒じゃないと公平でないかといったら、そうではないと思っております。そういった中で、先ほど業務課長が申し上げたとおり、いろいろと他都市の状況とか、どういう形でやっているのかというところは見えないといけないと思っておりますので、そういったところは見ていきたいと思っております。上下水道局ともしっかり協議をしていきたいと思っております。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） では、しっかり協議をしていただいて、今のこの現状を是正するように取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（荒川徹君） それでは、日野委員。

○委員（日野雄二君） るる答弁いただいておりますけれども、この問題は環境局だけで当然ながらできるものでもない。上下水道局が中心になって考えないといけない。市街化調整区域、市街化区域と国が線を引いて、市がそれにのっとったわけですね。地域の方、住民は何も、自分は調整区域にしてくれとか言われてもいないところに線を引かれたわけ。これが線引きなんです。所管ではない皆さんでありますけれども、そんな場所でインフラは、市街化区域であろうと調整区域であろうと、インフラ整備はしっかりやらないといけない。文化的な生活ができないというのは何か分かりますか。昔水洗がないときはポットン便所、くみ取りが来て、多くのそれがあっていた。ところが、そうじゃなくて、やっぱりそれは、そういうところで生活じゃなくて、ちゃんと流して、臭いもない、清潔さも保てる文化的な生活がしたいという意味なんです。だからこそ下水を引いていただきたい。

まして若松の陳情ですよ。下水道の始まりは若松区なんです。上水の始まりは門司区なんです。5市合併して。そうすると、市街化調整区域でなぜ下水が引けないかといったら、一軒ずつの距離が30メートル以上あったらできないとか、急傾斜地で行き止まりがあったらできないとか、そんな理由で造らない、下水を引かないんです。それは間違っている。やっぱりインフラ整備は同じ住民で、市民でありますから、ちゃんと公平にやるべきであって、市街化調整区域の問題は安いからとか、先ほど奥村委員からも言われたでしょう。安いて、市街化調整区域の土地の値段を知っていますか。勝手に引かれて価値がないものになって、その土地はもう息子さん、子供さんが住めない土地になってしまって、親先祖代々からもらった土地が。そこにまた下水も引かれていない。100%下水が来ますと、うそを言うなど、引かれていない市街化調整区域どれだけありますか。そういうことを考えると、環境局も上下水道局としっかり議論

をして、こういうことは市民にとって文化的で本当に明るい生活をしたい、安全・安心な生活をしたい、これを考えたときに、私はこの問題はたまさか出てきて本当に値段的なものも言われましたけれども、負担がやっぱりある程度平等でなければいけないというのは、私はそう当然思っていますから。その辺は環境局も上下水道局としっかり議論をして、それから、北九州市はすばらしいね、環境首都だねと言われることへの道筋を敷いていただきたいということを、私はもう答弁はよろしゅうございますから、今副委員長からも言われましたので、私としてその辺を強く要望して、市街化調整区域に住んでいる方たちからの思いということで受け止めていただきたいということで、終わります。

○副委員長（荒川徹君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（日野雄二君） それでは、すみません。長々と言いまして申し訳ございません。長くなりましたが、ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めて、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

今もう12時が近づいていますが、継続してよろしいでしょうか。

ここで、次の議題に関する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

まず、大規模自然災害や火災に備えた防災・減災対策についてを議題とします。

本日は、北九州市地域防災計画について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 北九州市地域防災計画、令和7年度の修正について御報告をさせていただきますと思います。

皆様のタブレットのほうには資料を1枚入れさせていただいておまして、あと参考資料として新旧対照表が入っているかと思えます。

北九州市地域防災計画では、災害対策基本法に基づき北九州市防災会議が作成する計画でございます。災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧の施策の基本的な事項を定めており、毎年検討を加え、国や県の計画の修正や近年の災害を受け必要があると認められるときは修正を行っているものでございます。

今回の修正につきましては、お手元の資料、北九州市地域防災計画令和7年度修正案の主な修正点について御説明いたします。

修正案につきましては、昨年12月22日の防災会議の幹事会において議論をしまして、修正案

をいただいて、本年2月3日の防災会議で審議、決定する予定となっております。

早速ですけれども、まずは国の防災基本計画の修正及び国の施策などに基づく修正でございます。

国の防災基本計画の修正は、これまでも東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など過去に発生した大規模災害での経験、教訓を踏まえ、災害対応に有効な取組など、将来の災害応急対策を強化するために見直しがなされてきました。北九州市としましても、国の計画や施策に基づいた修正を加え、地域防災計画をより効果的で確実なものにしていくことは重要であると考えております。

まずは、南海トラフ地震に関する修正について御説明いたします。国は南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定から約10年が経過しておりまして、前回の報告以降に得られた科学的な調査研究成果に基づく最新の知見を踏まえた地震モデルや推計手法の見直しが行われております。それを踏まえて、令和7年3月31日に国が公表した、南海トラフ地震の新たな被害想定では、北九州市内の津波高が上昇するとともに、津波浸水区域が従来の4倍に拡大し、広い範囲で浸水リスクが増大することが明らかになりました。これらの津波高や浸水想定などの内容を変更したものを地域防災計画の中に新たに記載いたします。

続きまして、林野火災に関する修正でございます。令和7年2月に発生しました岩手県大船渡市では大規模な林野火災が発生し、これを踏まえて、国は防災基本計画の見直しを行っております。林野火災では、狭あい、急しゅんな地形での消火活動が求められることや、活動の長期化といった特殊な状況が生じることがございます。また、気象条件による急激な延焼拡大、飛び火による新たな火災の発生や状況把握が困難になります。こうした状況に対応するため、無人航空機を活用した状況把握に努めることについて新たに記載をしております。

続きまして、福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書に関する修正について御説明いたします。

福岡県では、阪神・淡路大震災を教訓として、地震に関する防災アセスメント調査を実施してきました。今回は、前回の調査から10年が経過しておりまして、社会状況の変化や地震に関する調査研究の蓄積等を踏まえ、福岡県において地震に関する最大の被害を想定した調査が実施されております。北九州市に関しても、今回の調査結果におきまして被害想定が見直されておりますので、本市に関する情報を記載いたします。

具体的には、小倉東断層で想定される最大震度6強が7に引き上げられ、福智山断層帯につきましては、今回新たに対象断層に追加され、震度7と発表されております。その結果、想定避難者数が前回の調査では約2万2,000人であったものが、今回の調査では建物被害棟数の増加や、ライフライン被害によって避難者想定数が約6万4,000人と約3倍に増えているところでございます。つきましては、参考資料として添付しております新旧対照表の8ページに記載がありますので、すみません、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、本市の取組、新たな取組について修正をした点について御説明いたします。

まずは、上下水道耐震化計画、それと、新技術を用いた点検に関する修正につきまして御説明いたします。令和6年1月に発生しました能登半島地震におきまして、浄水場や下水処理場といった上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったことで、災害復旧が長期化しております。そのため、上下水道システムにおける急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等をあらかじめ選定し、耐震化を図ることを記載しております。また、下水管の劣化状況の調査におきましては、無人航空機など新技術を活用し、点検、調査の効率化を図る旨も記載しております。

続きましては、保健・医療・福祉活動の体制強化に関する修正でございます。我が国では、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震など大規模災害が集中しております。そうした中、全国的に保健・医療・福祉に関わる支援チームの体制が整備されるとともに、国からの災害時の保健・医療・福祉の連携の重要性が指摘されております。

これらを踏まえ、大規模災害時に関係機関、支援チーム等を含めた保健・医療・福祉活動の総合調整や連携体制の構築を目的として、北九州市保健医療福祉調整本部を設置する内容を明記するとともに、大規模災害時の保健福祉局内の組織体制について見直す旨を明記しております。いずれにしましても、この地域防災計画を不断に見直していくことで、災害時の応急対策が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

以上で北九州市地域防災計画、令和7年度修正案の主な修正点についての御説明を終わります。説明は以上です。

○委員長（日野雄二君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はございませんか。村上委員。

○委員（村上さとこ君） 何点かお伺いをいたします。

まず、今回の地域防災計画の修正では、福岡県の防災アセスメント調査を踏まえ、小倉東断層、福智山断層における地震想定がこれまでの6弱、6強から震度7へと大きく引き上げられています。市としてこの想定変更をどのように受け止めておられるのか、認識を伺います。

2点目に、想定震度や被害規模が大きく見直された一方で、市の対策が従来の延長にとどまっていないかどうかというところが市民として懸念されます。今回の想定見直しを受けてこれまでと明確に変えた防災対策は何かあるのか、具体的に教えてください。

今回の修正では、避難者数が約2万2,000人から約6万4,000人へと大幅に増加しています。この人数を前提とした備蓄について、現時点でどの程度進め、どの程度確保できているのか、現状を伺います。

次に、避難所の環境改善として、1人当たりの収容基準が2平方メートルから3.5平方メートル

ルに見直されています。この基準を満たせない避難所がどの程度あるのか把握しておられましたら、お答えください。

次に、高齢者や障害のある方、医療的ケアが必要な方など避難所に来ること自体が困難な要支援者、要配慮者について、避難所以外での受入れや支援体制が現在どこまで具体化されているのか伺います。

次に、南海トラフ地震の臨時情報について、情報収集や発信の流れは非常に整理されていると思います。そのほかに市民がその際何をすべきか、何をすればよいのかを具体的に理解できるこれが十分な内容になっているのかどうかというところで、市の見解を伺います。

最後に、地域防災計画も非常に重要な計画ですが、分量も多く専門的であります。市民もこれを読むことはほぼ不可能であります。市として今回の修正案を含めたこの計画を地域の防災リーダーや市民にどう伝え、そして、どう活用してもらう予定なのか、お考えを聞かせてください。以上です。

○委員長（日野雄二君） 防災企画担当課長。簡潔に。

○防災企画担当課長 今回の発表を受けて、どのように危機管理室として認識しているかということですが、正直言います、今回の調査は今までの福岡県の調査方法を少し変えております。ここでは簡単に申し上げますが、今までは地震が起きた過去の経験則だったり地盤の固さみたいな簡単なところで数字をつくっていました。今回は、地下の縦横、奥行きという3次元メッシュなどや地質とか、いろんな情報を盛り込んでこの数字を出したと聞いております。それを踏まえて多分皆さん御存じのとおり、震度7ということはかなり大きな被害が出てくるということを想定して、危機管理室としてもこの出てきた数字を踏まえて、今後地域防災計画を含めて検討していく必要があると、まず認識として考えております。

具体的な対策と伺われましたけども、すみません。現時点は今この件も今度2月3日にあります防災会議で御説明をします。防災会議の中では企業の皆様、それから、防災に関する専門家、それから、学識経験者の方がいますので、その意見も踏まえて、今後地域防災計画をもしかしたら大幅に変更するかもしれませんが、防災会議の中で専門家の方と意見交換しながら詳細な点は決めていきたいと思っております。

それから、すみません。あと備蓄について御質問がありました。県が発表する前までの想定は2万2,000人、それに対する備蓄を用意していました。今回6万4,000人と約3倍になっております。なので、まずは今後の備蓄の量、それから種類、それから倉庫、あと考えられるのは配送体制、量が増えればそれだけ配送体制は大変になりますので、その辺を踏まえて防災会議の中で検討していきたいと思っております。また、その結果についてはもちろん委員会で詳細に御説明はしたいと思っておりますので、少しお待ちいただければというのが1点。

それから、今発災したときのことを考えると、やはり今やっている防災協定、企業の民間の力ですね。それから、自治体間の連携ですね。政令市、それから、福岡県内、九州市長会と言

われる大きな地域間連携の備蓄をどのようにうまく運用していくかというのは、早急に検討する必要があるかなと思っています。

すみません。最後、ちょっと飛びますけど、私から地域防災計画の見直しで、この結果をどのように広報していくのかということですが、大きくは2点あると思ひまして、1つは私どもで発行している防災ガイドブック、それから、ホームページ、あと、SNSを活用して今回の発表内容というのをできるだけ皆さんに分かりやすいように御説明をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 今回の県の防災アセスメント調査結果を受けての今後の対応として、例えば防災対策につきましては、今後福智山断層の震度想定とかも改めて出ましたので、これをまた想定した総合防災訓練とかを考えていきたいなと思っております。ただ、地震につきましては基本的には市民に対してはいつ起こるか分かりませんが、必ず起こることを前提として、備蓄の確認ですとか、あとは避難所の確認、家具の転倒防止対策、基本的なことですね、これを周知徹底することが大事だと考えておりますので、そこはまた今後もやっていきたいと思っております。

あと、自衛隊ですとか警察、あと、海上保安庁といった防災の関係機関、ここの連携を非常に密にしております、今回の10月31日の県のアセスメント結果につきましてもしっかり情報共有して、今後の対応について検討しているところでございます。

それと、あとは先ほど避難所のことをおっしゃっていましたが、スフィア基準、これに関しましては全ての避難所がこの3.5平米ですか、1人当たり、この基準に基づいて計算しておりますので、満たしていない避難所というのはございません。

あと、それと避難支援を要する弱者の方ですね。我々の担当としては避難行動要支援者として個別避難計画の作成については鋭意取り組んでおるところではございます。また、医療的ケアの必要な方とか在宅の人工呼吸器の必要な患者さんとかは、基本的には保健福祉局で担当しているところではございますが、我々と連携して、個別避難支援計画という形で協調して、今対応しているところでございます。

それと、あと南海トラフですね。これに関しての市民周知ということではございますが、基本的には北九州市の被害は津波による迅速な避難が必要になってございます。昨年の11月とかには主な被害が想定されている門司区と小倉南区ですか、区役所と地域が一体となって避難訓練をやったところでございます。この検討結果などを踏まえまして、今後来年度以降、また地域の訓練とかに反映させてしっかり対応していきたいと考えております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 地域防災計画、こういったことを地域の防災リーダーや市民にどう活用してもらうのかという点を。

○委員長（日野雄二君） 答弁を。防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 やはり災害時、これは少し共助の話になってくるかと思えますけれども、災害が起きた場合、避難所運営や備蓄の配送だとか、地域の方の役割って非常に大きくなると思います。正直なところ、現状行政の限界点もあるかと思えますので、例えばまちづくり協議会の会長や自治会の会議を通じて、区役所とも連携しながら情報発信をしまいたいと考えております。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） ありがとうございます。2月3日に開かれる防災会議でいろいろ話し合われるということでありますので、その結果、御説明をまた委員会でもしていただけたらと思っております。それを見てまたいろいろ私も考えていきたいなと思っております。ありがとうございます。

調査方法が違うとはいえ、今回の修正では震度7が想定されたと。避難者も大幅に増えると。これまで以上に厳しい現実が想定されたと、示されたと思っております。計画を見直したということ自体も重要ですが、市民にとってやはり伝えていただきたいということは、計画が変わったことではなくて、何が変わるのか、これの修正の内容に伴って自分はどう行動すればいいのかということをつかりやすく説明していただきたいと思っております。

想定が重くなっているの、市民の心というか、市民の構えも備えもこれまでと同じではないというふうな、より危機感につながるような伝え方をしていただきたいと思っております。市民へのわかりやすい情報提供は、これまでも重ねて申し上げてきましたが、それも引き続きやっていただきたいと思えます。

最後に1点だけ質問をしたいところがありました。南海トラフの地震の臨時情報について、避難ということでありました。できるのはもちろん避難が一義的にやらなければいけないことだというのは市民の方々にも、十分ではないですけど、それを伝えていっていただきたいと思っております。例えば、門司区も新庁舎の建設予定地が、そこは浸水するというふうになりましたけれども、浸水したら新たな複合公共施設が避難所として使えないということも起こりますよね。それはどうなんですか。1階から上がるのですから、1階が浸水したら人は来れない。

○委員長（日野雄二君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 門司区の避難所は、避難所ごとに対応できる災害というのが決められております。例えば、門司区の新しく建設されている庁舎は恐らく浸水想定区域内にあると思っておりますので、津波災害には対応しない避難所となると思っておりますので、津波が来ると分かった場合は、津波に対応する浸水想定から外にある避難所に逃げていただく形になります。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 市民センターを含む新たに新設される門司区の複合公共施設が、もし

もの場合は避難所にならないということがよく分かりました。質問は以上です。

○委員長（日野雄二君） ほかにありますか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 1つ、今度の2月3日に審議、決定ということですが、これは何回か防災会議で議論されたんですよね。それが1つちょっとお聞きしておきたいのと、もう一つ災害時要援護者の個別避難計画、これがこの間ちょっとニュースでやられていまして、できていないところが結構あるということでしたが、北九州市の今の進捗状況って分かりますかね。これは局が違うのかなとは思いますが、それが2つ目。

そして、小倉東断層のいわゆる確実度I、活動度Cとなっていますが、この小倉東断層の海底部分の調査というのは今後されるんですかね。それは防災計画とは関係ないのでしょうか。以上3点。

○委員長（日野雄二君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、私どもの担当となっております。最新のものは今集計中なのですが、昨年、令和7年4月30日現在では対象者が730名のうち個別避難計画が作成できているのが502名という形で68.8%となっております。

海域の活断層等の調査につきまして、これは基本的には福岡県がやることになっております。昨年の12月26日に第1回の専門部会というのを開催したと情報が入りまして、これから専門的知見のある方々と委託業者とかで調査研究を進めていくという形で聞いております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 今回の地域防災計画の見直しについて、どの程度関係機関と議論してきたかというお話かと思えますけども、7月に防災基本計画を国が発表しまして、それを踏まえてこちらで各関係機関、市役所内部ももちろんそうですけども、民間企業、それから、各行政機関にこちらから変更点の依頼というか、修正ポイントがあるかないかを確認しています。まず最初にそれがあって、その各団体からの意見を踏まえて北九州市の地域防災計画の案のたたきをつくります。その案をもう一度見ていただいて、12月に、先ほど説明しましたが、幹事会というのが行われます。防災会議の一步手前の部分ですが、そこで最終案の御意見をいただいて、その意見の修正を踏まえた上で2月3日の防災会議にかけるという流れに通常なっております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。いろんなところの意見をしっかりと踏まえた計画にすべきだと思うので、そこは十分にやっていただきたいと思えます。

それから、小倉東断層の海域部分というか、これは調査が今から始まるというわけでしょう。防災計画とは関係ないんですかね。防災計画にその結果を反映するというものじゃないんですか。

○委員長（日野雄二君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 小倉東断層につきましては、海域活断層はございません。それ以外の、例えば福岡県沖の様々な海域にも活断層があるんですけど、その断層の調査を始めたというところでは、小倉東断層につきましては海域までは延びていないという形のようなようです。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それはもう確定しているんですね。

○災害対策担当課長 はい。

○委員（荒川徹君） 分かりました。

○委員長（日野雄二君） ほかにございませんか。

ほかになければ、次に、行政視察についてお諮りします。

行政視察については、所管事務の調査に資するため、先進的な取組を行っている都市や、その取組が今後の本市の行政に役立つと思われる都市などを中心に実施したいと考えております。このため、委員の皆様にご調査事項に適した視察先の案を御提案いただき、正副委員長案としてお示ししたいと思っております。その案の中から皆様の御意見を伺い、受入れ交渉等を行うため、視察先の優先順位を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、視察先の案につきましては、2月13日までに事務局に提出をお願い申し上げます。その用紙はタブレットの中に入っていますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかになければ、以上で、長時間になりましたが、所管事務調査を終わり、本日はこれで閉会します。

環境水道防災委員会 委員長 日野雄二 ㊟
副委員長 荒川徹 ㊟

環境局グリーン成長推進課長の発言の訂正について

4 ページ32行目から33行目

【誤】2035年度で市域内61%以上、74%以上という計画を策定したところでございます。

【正】2035年度で市域内61%以上、2040年度に74%以上という計画の改定案を審議しているところでございます。

危機管理室災害対策担当課長の発言の訂正について

36ページ 2行目から4行目

【誤】小倉東断層につきましては、海域活断層はございません。それ以外の、例えば福岡県沖の様々な海域にも活断層があるんですけど、その断層の調査を始めたということです。小倉東断層につきましては海域までは延びていないという形のようにです。

【正】小倉東断層につきましては、海域活断層を含め調査は完了しております。それ以外の、例えば福岡県沖の様々な海域にも活断層があるんですけど、その断層の調査を始めたということです。